

## 第3章 地域福祉の施策

本章では、地域福祉の基本理念、基本目標をめざす中で、コミセン会議や地域福祉市民会議において整理された生活課題に基づき、地域福祉施策を示します。

### (推進すべき施策の取り組み方)

地域福祉施策は、非常に広範な分野にわたり、多くの基本施策により推進されます。その中で、より効果的な推進を図るため、下記の視点から、推進すべき施策の取り組み方について整理しました。

#### (対象地域)

それぞれの施策について、小地域、地区、コミセンブロック、全市のそれぞれの地域で、どの地域において取り組みを実施するかについて整理しました。

#### (活動協働主体)

それぞれの施策について、以下の中から、行政とともに協働して活動の主体を担う市民、団体等について整理しました。また、行政が主体となる場合は一としています。

- ・ 地域住民（地域活動団体）
- ・ NPO、ボランティア団体等
- ・ 民間事業者
- ・ 岐阜市社会福祉協議会

なお、行政が主体となる場合は一としました。

#### (施策の取り組みの連携)

地域福祉施策を取り組む上で、県の策定する「第二期岐阜県地域福祉支援計画」や国の地域福祉施策と連携し、その助成を活用しながら進めていきます。

#### (取り組み時期)

以下の観点から、それぞれの施策の取り組み時期について整理しました。

緊急性：少子高齢化や協働のまちづくりなど社会的に早急な対応が求められる課題への対応

妥当性：4つの基本目標に適合する施策かどうかという観点からの判断

実効性：財政面や市民との合意形成、事業実施のための熟度などからの判断

取り組み時期の分類は次のとおりです。

短期	…… 1～3年を目処に取り組みのもの
中期	…… 3～5年を目処に取り組みのもの
長期	…… 長期的な展望の中で、十分な準備・調整を要するもの

【表示例】

1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実

①ボランティアネットワークの中核機能の整備

コミセン・全市    ボラ・社協    中期

《活動分野を結ぶ中核機能》

社会福祉協議会、NPOやボランティア団体との連携を図り、活動分野によって異なるボランティア窓口がある中で、それぞれにおいて特長的情報が得られ、ボランティア活動に必要な機器や道具の貸出が行われ、さらに様々な活動主体が交流できる中核的な拠点の整備に努めます。

対象地域は、コミセンブロックと市全体を示しています。

活動主体として、行政とNPO・ボランティアと社会福祉協議会が協働を図ることを示しています。

取り組み時期が中期であることを表しています。

# 1. 市民活動やボランティア活動の活性化

## (1) 活動の拠点・コーディネート（調整）機能の充実強化

### 現状と課題

現在、岐阜市における市民活動支援の代表的な窓口として、福祉関係は岐阜市社会福祉協議会、生涯学習関係は生涯学習センター（ハートフルスクエアG）、NPO活動への相談・支援の総合窓口としてNPO・ボランティア協働センターがあります。その他にも、国際交流関係の窓口などの、各分野の施策や公共施設等の目的に応じた個別の受け入れ窓口等も別にあります。

こうした窓口の連携をはじめ、ボランティアネットワークの中核機能の整備など、活動の支援拠点となる中間支援機能の充実が求められています。

また、地域で気軽に相談できる窓口や、ボランティアを育成したり、ボランティアの需要と供給をコーディネート（調整）できる拠点づくりが望まれます。

さらに、地域での様々な活動とボランティア活動との間や、支援してほしい人と支援できる人との間の調整など、地域活動を円滑にかつ効果的に地域づくりにつなげていくための調整機能の強化及び、ボランティアをやりたい人と必要とする人を両面から支援するための調整機能の地域における充実が必要です。

### 基本方針

ボランティア活動の拠点となる機能の充実を図るため、下記の3つの基本方針を示します。

- 1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実
- 2) 地域毎でのボランティア活動拠点の配置
- 3) ボランティアの受け手と担い手の間の調整機能の充実

### 基本施策

#### 1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実

##### ①ボランティアネットワークの中核機能の整備

コミセン・全市

ボラ・社協

中期

#### 《活動分野を結ぶ中核機能》

岐阜市社会福祉協議会、NPOやボランティア団体との連携を図り、活動分野によって異なるボランティア窓口がある中で、それぞれにおいて総合的な情報が得られ、ボランティア活動に必要な機器や道具の貸出が行われ、さらに様々な活動団体が交流できる中核的な機能の整備に努めます。また、「NPOとの協働推進のためのガイドライン」の活用を図るなど、必要に応じて行政からも各種団体に向けて提案を行って

いきます。

### 《地域での活動を結ぶ中核機能》

地域住民による様々な生活福祉圏におけるボランティアのネットワークづくりを支援するため、地域における中核機能の整備を図り、また、各地域におけるボランティアネットワークによる相互の交流や連携が図れる市全体の中核機能の整備に努めます。また、推進にあたっては、自主的なボランティア活動の結びつきにも配慮することが大切です。

## ②ボランティア活動に関する情報の共有化と総合的な相談窓口の整備

コミセン・全市

ボラ・社協

中期

前述の中核機能の整備に併せて、小地域、地区、コミセンブロックの各生活福祉圏で行われているボランティア活動に関する情報や全市的または広域で活動しているボランティア活動に関する情報の共有化を図るため、行政で活動の状況を把握し、調査・分析を行い、情報提供できるような情報管理の仕組みの構築を検討します。また、どの分野のボランティア活動についても総合的な相談ができる窓口の整備を推進します。

## ③住民参画による拠点づくり

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

中期

地域福祉活動の主体は地域住民であり、ボランティア活動の中核機能は、地域住民にとって利用しやすい施設であることが大前提です。

そのため、中核機能を有する拠点づくりにあたっては、地域住民の参画を得て、その意見を反映させた拠点づくりを推進します。

## 2) 地域毎でのボランティア活動拠点の配置

### ①地域におけるボランティアコーディネーターの配置

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

中期

地域住民、岐阜市社会福祉協議会と連携して、コミュニティセンターを中心により地域に密着した拠点へ、岐阜県社会福祉協議会内にある岐阜県ボランティア・市民活動支援センターにおいて養成しているボランティアコーディネーターの配置について検討し、より身近な場所で、ボランティア活動をしたい人とボランティアに援助してほしい人との間で、既存のボランティア活動を効率的に調整できる機能の整備に努めます。

## ②地域におけるボランティア活動の相談窓口の配置

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

中期

地域住民、岐阜市社会福祉協議会と連携して、コミュニティセンターを中心により地域に密着した拠点へボランティア活動の総合的な相談に応じられる窓口の設置を図り、小地域、地区、コミセンブロックの各生活福祉圏間、さらには他のコミセンブロックとの情報共有を図ります。

## ③大学、専門学校、高等学校などとの連携

コミセン・全市

住民・事業者・ボラ・社協

中期

大学生などの学生ボランティア活動と地域住民による地域活動とのネットワークづくりを岐阜市社会福祉協議会が中心となり推進します。

## 3) ボランティアの受け手と担い手の間の調整機能の充実

### ①地域の人材バンクの創設と活用の仕組みづくり

コミセン・全市

住民・ボラ・社協

中期

地域住民が主体的に活動することが必要です。話すのがうまい人や手品ができる人など何か特技を持った人を、活動が継続的に発展していくためのきっかけとなる人材として活用できるよう、地域住民、NPOやボランティア、岐阜市社会福祉協議会と連携していきます。

また、どのような能力のある人材が登録されているのかわかりやすく、地域住民が活用しやすい仕組みづくりを図ります。

### ②頼みやすい環境づくり

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

窓口で相談に来訪する人への対応のみでなく、情報を広く発信し啓発に努め、手助けしてほしい人が頼みやすい環境づくりを推進します。

### ③ボランティアコーディネーター、リーダーやサポーターの人材育成

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

中期

地域住民が、岐阜県社会福祉協議会内にある岐阜県ボランティア・市民活動支援センターにおいて養成しているボランティアコーディネーター、それを補佐する住民サポーターの役割や活動の中心を担えるように、岐阜県社会福祉協議会と連携を図り、研修会や学習会を開催し人材の育成とコーディネーターの質的向上を支援します。

また、地域内のリーダー、ボランティア活動の先駆者、会社等で組織運営のノウハウを培った人が活動の核となるよう、次世代の人材育成を促します。

#### ④社会福祉協議会支部の活動への支援

コミセン・全市

住民・社協

短期

地域住民によって構成され、地域の福祉活動の中心的な組織である社会福祉協議会支部が各種団体と連携をとり活動の活性化を図れるよう支援します。

#### ⑤ボランティアの受け手に対する支援

コミセン・全市

事業者・社協

短期

ボランティアを受け入れる側の団体等に対して、ボランティアに求める役割の内容を明確化するための活動のメニュー化の指導・支援や、継続して活動してもらえよう信頼関係を築くためのノウハウを伝えるボランティア講座の開催を検討します。

## (2) 情報交流の充実

### 現状と課題

市内には、様々なボランティア窓口があります。市民に対してわかりやすい情報提供を行っていくためには、これらの窓口の横断的な連携を図り、活動に関する情報を共有していく必要があります。

また、情報の提供のみでなく、それぞれの地域で行っている取り組みなど、活動者(団体)からの情報を収集し提供していくことで、地域相互の情報交流による活動の活性化をめざします。

### 基本方針

市民活動・ボランティア活動の情報交流を充実するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 市民活動・ボランティア間の情報交流の充実
- 2) 各地域での活動の情報交流の充実

### 基本施策

- 1) 市民活動・ボランティア間の情報交流の充実

#### ○市民活動・窓口の連携

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

中期

ボランティア相談窓口間の連携を図るため、連絡会議を開くなど、連携強化を推進します。

## 2) 各地域での活動の情報交流の充実

### ①地域活動団体の情報交流の支援

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

コミセンブロックでの中核機能や市全体の中核機能の整備に併せて、地域住民や地域活動団体による活動情報の収集を支援するため、市内の地域活動団体の情報のほか、近隣市町村など広域的に、さらには全国的な情報収集を図り、提供していきます。

### ②民生委員・児童委員との情報交流

小地域・地区

住民

短期

地域における活動団体の活動と民生委員・児童委員の円滑な連携による活動の質的向上を図るため、各々と連携して情報交流を促進します。

### ③地域活動団体に関する総合的なホームページの作成

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

地域住民、NPOやボランティア、岐阜市社会福祉協議会などとの連携により、地域活動団体やボランティア団体に関して総合的な情報が得られるホームページを作成し、その活動内容の情報提供を図ります。

## (3) 地域の福祉活動との連携

### 現状と課題

近年、市民活動・ボランティアのあり方が、岐阜市社会福祉協議会や自治会のように日常生活に近い地域の中で様々な課題の解決に取り組む地域型コミュニティを中心としたボランティアだけでなく、NPOのように現代の社会的課題に対する問題意識を持ち地域を限定しないで課題解決に取り組む目的型コミュニティを中心としたボランティアが増えていることなど、活動のあり方自体が多様化しています。さらにNPO法人として社会的な事業主体へと発展する場合があります。

この活動を、継続的な活動へとつなげていくために、地域において、活動を担う人材の養成から実際の活動、そして活動の質を高めていくための学習などが大切です。

また、人材養成に併せて、地域で活動が実践できる受け皿づくりが必要です。

### 基本方針

市民活動・ボランティア活動の継続的な展開に向けて、次のように基本方針を示します。

- 1) 社会貢献型活動への展開の推進
- 2) 自主的学習から自主的活動への展開の推進

## 基本施策

### 1) 社会貢献型活動への展開の推進

#### ①課題別・目的別ボランティア講座の開催

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

より効果的なボランティアの育成を図るために、NPOやボランティア団体、岐阜市社会福祉協議会と連携し、社会問題などの課題や、活動の目的を絞り込んだボランティア講座を開催します。

また、退職をした団塊の世代の方々の生きがいづくりや企業ボランティアの推進を図るため、ボランティア講座を広域に周知していきます。

#### ②NPO、ボランティア団体、地元企業による活動の活性化の推進

コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

地域コミュニティを中心にしたボランティア活動だけでなく、目的型コミュニティであるNPO活動を発展させて連携することで、多様な市民活動による市民の社会参加への支援とともに、奉仕型のボランティアから社会貢献型のボランティアへと活動の社会化を図ります。

「岐阜市NPO・ボランティア協働センター」「ぎふNPOセンター」「ぎふまちづくりセンター」などとの連携を図りながら、また「市民活動支援事業」「アダプト・プログラム」などのように市民の主体的提案を支援する事業を推進するなど、NPOやボランティア団体、企業ボランティアの活性化を図ります。

奉仕型ボランティア・・・・・・・・個人レベルでの社会奉仕を目的とした段階でのボランティア

社会貢献型ボランティア・・・・・・・・社会問題への対応など、地域や社会への貢献を目的としたボランティア

#### ③人材紹介、講師派遣

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

岐阜市社会福祉協議会と連携し、特定の目的意識や学習意欲のあるボランティアに対して、要望に応じて行政の担当者や専門的知識のある学識経験者等の派遣や紹介など、生涯学習を振興する施策と連携しながら、地域住民やNPO、ボランティアによる活動の活性化を図ります。

### 2) 自主的学習から自主的活動への展開の推進

#### ①地域福祉活動の核となる人の養成(⇒重点施策)

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

コミュニティセンターや公民館等の地域資源を活かして保健、福祉の講習会などを

充実し、地域住民との協働のもと、地域福祉活動を推進するリーダーや市民講師などの人材の養成を図ります。

また、岐阜市職員や教員自らが先頭に立ちボランティア活動や社会貢献を行うよう努めます。そのため、まちづくり活動に関する情報の積極的な発信や研修・実践活動を通じた学びの提供等により理解を深め、ボランティア登録等の促進に努めます。

## ②ボランティア活動の受け皿の提供

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・事業者・社協

短期

地域活動団体、NPOやボランティア団体、岐阜市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア養成講座終了後に、得た能力を活用できる実践活動の場を提供するための受け皿について、ボランティア活動の拠点づくりの中で推進します。

## ③活動初期段階における支援

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

地域住民、NPOやボランティア団体等が自主的な活動を始めたばかりの初期の段階では、活動を継続的につなげていくための支援を図ります。

また、地域の現状をよく知る人材の発掘ができるよう支援するとともに、その育成を図ります。

## 2. 助け合いによる住みよい地域の創造

### (1) 地域での様々な交流の推進

#### 現状と課題

助け合いによる地域づくりを推進していく上で、その根本は人と人のつながりであり、様々な交流の促進は、その基盤づくりとなります。

交流には、地域住民間での交流、世代間の交流、地域での活動団体間での交流など様々な形のものがあります。

地域住民の間では、地域の連帯感を養うための交流、アパートやマンションに住んで地域と距離を置いている住民や、言葉や習慣などの違いにより孤立しやすい外国人市民などの孤立化しやすい住民、家族をつなぐ交流などの推進が求められます。しかし、市民アンケート調査では、近所づきあいの広さが「せまい、ほとんどない」と答えた人が、第1期計画策定時には37.7%だったのに対し、平成19年度では41.1%と増えており、地域の連帯感を養う環境が悪化しています。

地域住民間での交流以外にも、子どもと高齢者など世代間の交流による子育ての社会化や介護予防の推進なども求められます。

さらに、地域には、社会福祉協議会支部、自治会、民生委員・児童委員や青少年育成市民会議、PTA、老人クラブなどをはじめ様々な団体が助け合いの地域づくりに向けて活動しています。こうした団体の連携により、より効果的な活動へと結びつけていくためにも、活動団体間の交流が必要です。

#### 基本方針

助け合いによる地域づくりをめざし、様々な交流を推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 孤立化しやすい住民、家族と地域との交流の推進
- 2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流の推進
- 3) 地域での活動団体間の交流の推進

#### 基本施策

##### 1) 孤立化しやすい住民、家族と地域との交流の推進

###### ①住民同士が交流できる場づくり

小地域・地区・コミセン

住民・ボラ・社協

短期

地域住民には、住民同士のふれあいづくりや相互交流を図る機会づくりを推進することが期待されます。特に、アパートやマンションなどでは住民同士の交際範囲が狭い場合が多く、これらの住民への参加を積極的に呼びかけた交流の推進が大切です。

例えば、地域のルールについての説明会を開き、当番などへの参画を促すなどのきっかけづくりが有効な手段となるかもしれません。

こうした活動に対して、地域住民、岐阜市社会福祉協議会などと連携し、交流の場づくりについて支援を図ります。

また、地域住民が主体のスポーツ大会や文化祭などの行事等、交流が図られる魅力ある行事が開催されるように支援し、相互交流を推進します。

## ②地域活動団体との連携による支援体制づくり

小地域・地区・コミセン

住民・ボラ・社協

短期

民生委員・児童委員や岐阜市社会福祉協議会が推進している福祉委員、社会福祉協議会支部など地域活動団体との連携を図り、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などに対する地域の支援体制づくりを推進します。

また、健康づくり活動などを通して、地域とのつながりの中で社会参加が促されるよう、地域住民主体による「ふれあい・いきいきサロン」活動をはじめとした交流活動を支援します。

## 2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流の推進

### ①世代間交流の場づくりへの支援

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

自治公民館や集会所、保育所や幼稚園、空き店舗などを活用し、高齢者・障がいのある人や子育て中の親、子どもなど様々な世代が楽しく自由に交流できる場づくりを推進します。

### ②障がいのある人と地域住民との交流促進

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

地域住民、岐阜市社会福祉協議会と連携して、障がいのある人の地域活動等への参加を促進するなど、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを促進します。

### ③地域活動を通じた交流の促進

小地域・地区・コミセン

住民・ボラ・社協

短期

様々な世代がふれあう機会として、地域の清掃活動などは良いきっかけとなります。声かけ運動などの活動の継続実施、学校や老人クラブなどを通じて、地域住民は地域活動への参加を積極的に呼びかけることが期待されます。

また、世代間の交流が継続的に行われるように、地域活動団体の活動を支援していきます。

#### ④地域福祉活動に関するコーディネーターの配置

地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

中期

地域住民との協働のもと、地区単位での地域活動や助け合い活動について、協力を求める人や団体と支援者との間の調整などを行う人材の配置をコミュニティセンター等の地域に根付いた拠点に置くことを検討します。

### 3) 地域での活動団体間の交流の推進

#### ①相互交流の活性化

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・社協

短期

地域活動団体が交流できる場を提供し、継続的に連携が図られるように支援していきます。また、地元企業に対して地域自治への参加をPRして、参加を促し、地域自治組織の強化を図ります。

また、地域で発生した問題に対しては、自治会や民生委員・児童委員等がそれぞれの枠を超えて互いに協力ができる体制の強化を推進します。

#### ②地域活動団体の連携

地区・コミセン

住民・ボラ・社協

中期

地域活動団体が相互に連携を図れるよう、社会福祉協議会支部が中心となって働きかけます。

## (2) 子育てや介護の社会化の推進

### 現状と課題

少子高齢化や核家族化に伴う家族形態の変化、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化が進行する中で、多くの子育て家族が子育てについて大きな不安を感じています。また、児童相談所への虐待相談件数が急増するなど児童虐待の問題も深刻化しています。

これに対して、子育てに不安を感じている親への積極的な援助活動を通じて、子どもの健全な成長、発達を促すとともに、児童虐待の早期発見、防止と積極的対応が求められています。このような子育て不安などによる児童虐待を未然に予防するために、行政が行っている育児支援として、ぎふファミリーサポートセンターや地域子育て支援センターがあります。ファミリーサポートセンター援助会員登録者数は平成16年1月1日現在425人だったのに対し、平成19年度では617人と200人程度増加し、支援の体制が整いつつあります。また、市内4か所の保育所(園)に、地域子育て支援センターがあります。

また、ひとり暮らし高齢者の閉じこもりなどの問題も多く、地域での見守り活動や声かけ運動など、高齢者の孤立化を防止するための支援が必要です。

## 基本方針

子育てや介護を地域社会全体の問題として捉え、地域で支援していくため、下記の基本方針を示します。

- 1) 子育てに不安を感じる親への援助
- 2) 高齢者の孤立化の防止

## 基本施策

### 1) 子育てに不安を感じる親への援助

#### ①子育て中の人が集まることのできる場づくり

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ

短期

入園前の乳幼児などが親子で自由に遊べ、子育て中の人が集まることのできる場所を確保し、地域住民との協働により親子で気軽に参加できる行事を開催し、子育て中の親が孤立しないように支援していきます。

また、子育て中の人に対し、保育所、児童館・児童センターなどによる「地域子育て支援センター事業」「母親クラブ」「親子ふれあい教室」などにより、育児サークル等の育成と支援を図ります。

#### ②子育てに関する地域の相談支援体制の充実

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ

短期

身近な地域で相談に応じることのできるように、現在設置されている行政の相談窓口に加え、地域に住んでいる保育士などの資格を持つ人に協力を得ながら、自治公民館などを利用した育児相談の充実を図ります。

また、健診等の保健活動と併せて、「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」やその他訪問事業などによる相談の実施を推進します。

#### ③ファミリーサポートセンター事業による子育て支援

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ

短期

ぎふファミリーサポートセンター事業で、子育て家庭における仕事と育児の両立の支援を図ります。

#### ④虐待防止ネットワークの構築

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・事業者・社協

短期

児童の虐待、またはその恐れのある家庭について、地域住民には日頃からそういう状況がないかお互いに気にかける関係づくりが大切です。

また、民生委員・児童委員、岐阜市社会福祉協議会が推進している福祉委員や自治会、近所に住んでいる人などが協力して、児童虐待の早期発見と防止に努めることが

期待されるとともに、保育所（園）や幼稚園、学校、医療機関、児童相談所、警察などとも連携してその支援を図ります。

## 2) 高齢者の孤立化の防止

### ①高齢者の社会参加の促進

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・事業者・社協

短期

高齢者は、長い人生の中で豊富な経験と知識を持っています。介護を要する状態であっても、経験や知識は健在な人も多くいます。地域活動団体、NPOやボランティア、行政などがその経験と知識を活用することにより、高齢者の生活の質の向上と地域の活性化を促進します。

シルバー人材センターや老人クラブの情報提供を図り、登録者数、入会者数が増えるように努めます。また、高齢者が参加しやすい地域活動の立ち上げを支援し、きっかけづくりに努めます。

### ②高齢者への見守り活動の推進

小地域・地区

住民・ボラ

短期

高齢者の閉じこもりや高齢者虐待を防止し、認知症の方々への見守りを推進するために、民生委員・児童委員の訪問や地域住民の見守りを推進します。

また、地域住民には、近所の高齢者宅の電気や新聞等の状況を気にかけてもらい、異常があったときは関係機関に報告するよう、福祉意識の向上のための啓発に努めます。

問題が発生した場合のために、地域住民及び行政の関係機関に円滑に情報が伝わる体制、見守りに参加した住民と協力できる体制づくりについて、地域住民との協働のもとに検討します。

さらに、地域包括支援センターの見守りネットワークを通じて、高齢者の見守り活動を実施します。

### ③地域のサロン活動の支援

小地域・地区

住民・ボラ・社協

短期

閉じこもり、認知症、寝たきりを予防する上で、高齢者などの外出を支援することが非常に重要です。小地域や地区において展開されている仲間づくりなどを目的としたサロン活動は、地域住民主体により日常的に発展していくことが期待されます。

こうした地域のサロン活動の活性化のために、地区単位で取り組まれている活動に対して継続して支援していきます。

## (3) 地域の教育力の向上

### 現状と課題

核家族化に伴う家族形態の変化、近隣との人間関係の希薄化などの社会的な環境の問題のほか、事の善悪などのしつけが家庭において十分になされていないなどの問題は、家庭における子育てのあり方に要因があると考えられています。そのようなことから、家庭での教育力の向上と地域での教育力の向上の両面からの取り組みが求められます。

家庭の教育力の向上に関して、家庭における教育の充実に資する情報の提供、親の悩みや不安について相談できる体制の整備、親が家庭を見つめ直す契機となるような学習機会の提供など、幅広い角度から総合的に支援していくことが重要です。

また、地域で子どもを育てる仕組みづくりが求められ、地域資源を活かした子どもと地域の大人との交流による生涯学習の推進など、地域での教育力の向上をめざす必要があります。

助け合いによる地域づくりのためには、若年層の福祉に対する意識や考え方の基盤をつくることが重要であり、その中で福祉教育のあり方は重要な役割を担います。子どもの福祉教育においては、総合学習をはじめ、様々な取り組みがなされている中で、学校と地域との連携が重要となっています。

### 基本方針

子どもの健全育成に向けて、家庭の教育力や地域の教育力の向上を図るため、次のように基本方針を示します。

- 1) 家庭の教育力の向上
- 2) 地域の教育力の向上
- 3) 学校と地域との連携による福祉教育の推進

### 基本施策

#### 1) 家庭の教育力の向上

##### ①家庭教育についての学習機会の提供

小地域・地区・コミセン・全市

住民・社協

短期

家庭を見つめ直す契機の一つとして、家庭でのしつけの仕方などを学ぶ機会などを提供するとともに、親が悩みや不安を解消するために、児童家庭相談などの相談体制を充実します。

## ②教育に関する情報提供

地区・コミセン・全市

住民・事業者

短期

家庭での教育を充実させるための家庭教育についての情報提供を行うとともに、学校教育との連携を図り、学校で行われている教育についての情報も提供していきます。

## ③子育てサロン活動の支援

小地域・地区

住民・ボラ・事業者・社協

短期

子育て中の親同士が子育てに関する情報交換や悩み相談を行うなどの、地域住民による交流活動である子育てサロンの活動を支援します。

## 2) 地域の教育力の向上

### ①生涯学習の推進（⇒重点施策）

小地域・地区・コミセン・全市

住民

短期

それぞれの地域における特徴や地域の人材や施設、自然などを活かして、地域住民が世代を超えて交流し、福祉に関わって様々な体験ができる生涯学習を推進します。特に、団塊の世代の方々の地域活動への意欲を向上させるため、学びの場を提供します。

### ②声かけ運動の実施

小地域・地区

住民

短期

地域住民には、小学生、中学生、高校生に対して大人からも積極的にあいさつする「声かけ運動」を推進します。

また、この声かけ運動について、広報やホームページなどを通じて、啓発や呼びかけを行っていきます。

### ③社会福祉協議会支部の活動への支援

コミセン・全市

住民・社協

短期

(再掲・25 ページ参照)

## 3) 学校と地域との連携による福祉教育の推進

### ①地域と連携した学校福祉教育の推進（⇒重点施策）

地区・コミセン・全市

住民・事業者

短期

総合的な学習の時間など、学校教育との連携を図り、ボランティア活動、高齢者や障がいのある人との交流活動、地域とのつながりが図れるような活動を通じ、福祉の心を育む教育活動を推進します。

また、通常学級と特別支援学級との交流、特別支援学校間の交流に努めます。

## ②青少年による福祉活動の推進

小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・事業者

短期

ひとり暮らし高齢者の住まいへの訪問など、青少年のボランティア活動を、地域住民と協働し推進します。また、次代の福祉の担い手として継続的に活動に取り組めるように、学校と地域の連携を図り、支援していきます。

### ともに生きることの大切さを ～小中学校の福祉教育の取り組み～

小中学校では、総合的な学習の時間において、国際理解や環境教育、健康や情報教育など、学校や地域の特色に応じた様々な課題を取り上げ、体験を重視する学習活動を行っていますが、その中でも福祉教育は、多くの小中学校で特色ある学習が進められています。

小中学校で福祉教育を実践する目的は、「ふれあい活動や様々な体験活動を通して豊かな心や自己を見つめる力、他を思いやる心を育成し、ともに生きることの大切さを実感し、共生・共存をめざす児童生徒を育てること」にあると考えられます。

それぞれの活動内容は各学校で異なりますが、

- ・学校内で障がいの有無にかかわらず、互いを認めあい励ましあう楽しい学校生活を送るシステムをつくりあげること。
- ・地域の老人福祉施設での交流や地域の清掃活動に参加し、違う世代の人と交流を深めることにより、相手の気持ちを考えながら対応する力を学ぶこと。
- ・特別支援学校や児童福祉施設、幼稚園や保育所（園）での交流を通して、誰に対しても優しい心で接することができる児童生徒を育てること。

などを目的とする活動が行われています。

また、バリアフリーに関しても車いすで駅や歩道の交通事情を実際に体験することにより、階段の上り下りや僅かな道の段差に潜む危険性に気づくことなど、すべての人に優しいまちづくりに対する関心を高める活動も行われています。

## (4) 地域活動団体を通じた助け合い

### 現状と課題

地域における助け合いを考えていく上で、自治会や社会福祉協議会支部等の地域活動団体の役割は非常に大きく、その中心としての役割を担っています。例えば、自治会であれば、地域における自主防災組織などの基盤を成しています。

また、身近なところで起きる犯罪や交通事故は増加傾向が続き、子どもや高齢者が被害者となる事例も目立ち、地域ぐるみで暮らしの安全を守る必要性が高まっています。

しかし、近年自治会への加入率の低下が問題となるなど、地域活動団体への参画意識の低下が地域ぐるみの助け合いを困難にしています。

そのため、地域活動団体への参加を促進する仕組みづくりが必要です。また、活動をより円滑に行うためにも、行政の支援と地域における様々な組織との連携が重要です。

### 基本方針

地域活動団体を通じた地域での助け合いを推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 地域活動団体への参加の促進のための仕組みづくり
- 2) 自主防災活動の推進
- 3) 地域防犯、交通安全活動の実施

### 基本施策

#### 1) 地域活動団体への参加の促進のための仕組みづくり

##### ①自治会への加入啓発

小地域・地区

住民

短期

地域住民には、自治会の加入推進を図る取り組みづくりが期待されます。特に、アパート・マンションなどに住む人に対しては、大家や管理人などに協力を働きかけることにより、アパート・マンション単位での自治会加入を啓発するなど、自治会加入の促進が必要です。

これについて支援するため、啓発のためのパンフレット等、広報活動を行います。

##### ②地域活動への参加推進

小地域・地区

住民

短期

地域活動団体は、加入していても活動に参加していない人に対して、活動への積極的な参加を促すことが期待されます。特に、若い人や男性の参加の少ないことへの対

策など、参加しやすく楽しめる活動内容や条件を検討することが必要です。

これについて支援するため、参加して楽しめる地域活動について検討し、情報提供していきます。

また、「防犯」「防災」において、地域でつながることのメリットをPRします。

### ③地域活動団体の円滑な活動運営

地区・コミセン

住民・ボラ

短期

自治会などの地域活動団体は、活動を円滑に行うため、相互の協力体制を構築することが期待されます。

これについて支援するため、まちづくりは様々な分野にまたがる地域運営であるという総合的な視点を持って、同じような活動をしている団体の組織再編など、社会福祉協議会支部を中心にして活動しやすい効率的な体制整備を検討します。

## 2) 自主防災活動の推進

### ①防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

地区・全市

住民・ボラ

短期

災害発生時に備えて、地域住民は自らを守るための意識あるいは知識を高めることが期待されます。また、高齢者、障がいのある人など災害対応能力の弱い災害時要援護者をいかに支援するかを検討することが求められます。

地域住民がそれぞれにおいて災害対応能力を高めることを支援するため、地域住民、災害時要援護者、各種団体等との協働のもと防災知識の普及・啓発、防災訓練を推進します。

防災訓練等には各種団体等の参加も促し、地域とつながるきっかけづくりとしていきます。

### ②災害時要援護者に対する支援体制の整備（⇒重点施策）

小地域・地区・全市

住民・ボラ・社協

短期

高齢者等災害時に援護を要する人に対しては、市の防災関係部局、福祉部局、自主防災隊、岐阜市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団等を中心に、「災害時要援護者支援協議会」を設置し、要援護者支援に必要な情報を登録した災害時要援護者台帳を作成し、適切な管理をしながら活用します。

### ③地域ぐるみによる支援体制の整備

小地域・地区

住民・ボラ

短期

緊急時や災害時については、地域住民によるお互いの助け合いが重要であり、地域において意識の醸成を図ることが期待されます。また、万一のために、支援が必要となる高齢者や障がいのある人などの把握に努めることが大切です。

これについて、災害時要援護者台帳の使用マニュアルの作成に努め、また、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団などの協力を得ながら、情報伝達、非難誘導、救助等の支援体制づくりを推進します。

#### ④人材の確保とボランティアとの連携

地区・コミセン・全市

住民・ボラ

短期

災害時要援護者の支援にあたっては、避難所での介助等の確保を図るため、地域活動団体はもちろん、ホームヘルパー、手話通訳士などとの連携、ボランティア、NPOとの連携にも努めます。

また、地域住民で連携することが重要であることから、その重要性を理解できるよう啓発に努めます。

### 3) 地域防犯、交通安全運動の実施

#### ①地域住民との協働による安全で安心な地域づくりの推進

小地域・地区

住民・ボラ

短期

地域住民には、身の回りの安全に気を配り、地域の手で暮らしの安全を守っていく意識を持つことが期待されます。

これについて、地域住民との協働のもと「ホッとタウンプロジェクト」を推進するなど、安全で安心な地域づくりを支援します。

#### ②高齢者や子どもを含めた生活者の視点に立った防犯や交通安全の施設整備

小地域・地区

住民・ボラ

短期

地域住民には、防犯や交通安全の視点から地域の危険箇所について把握するよう努めることが期待されます。

これについて、防犯灯や防犯カメラの設置の支援、道路施設の整備など、危険箇所の解消に努めます。

### 3. 福祉のまちづくりの推進

#### (1) バリアフリーのまちづくり

##### 現状と課題

高齢者や障がいのある人をはじめ誰もが、自己選択、自己決定のもとに積極的に社会参加できる社会をめざすためには、自由に外に出てそれぞれの能力を生かしながら、地域活動やスポーツ、レクリエーションなど様々な活動に参加できる環境づくりが求められています。

また、外出することは、閉じこもりを防止するなどの効果もあり、外に出ることによって社会の中での交流が生まれます。

そのために多くの市民が利用する施設や公園、道路や公共交通施設のバリアフリー化など、まちなかのバリアフリーの推進が必要です。本市では、バリアフリーの点検整備を、平成14年度の13地区から平成19年度には30地区に増やしています。

バリア（障壁）に対する認識は当事者でないとわからない面が多くあります。バリアフリー改修や新たな施設の建設にあたっては、障がいのある人など社会的に不利な条件のある人の意見を取り入れることが大切です。

また、バス路線などの公共交通機関の充実を図るとともに、それを補完する移動支援のあり方を行政、民間事業者、地域との連携の中で検討する必要があります。

さらに、偏見や障がいのある人などに対する理解不足から無意識に差別をしてしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリーの普及啓発や、さらに進めて、はじめからバリアをつくらないことをめざすユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを進めていく必要があります。

##### 基本方針

誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを推進するため、ものづくりと人づくりの両面の視点から、下記の基本方針を示します。

- 1) まちなかのバリアフリーの推進
- 2) 交通のバリアフリーの推進
- 3) 心のバリアフリーの推進
- 4) バリアフリー推進の仕組みづくり

## 基本施策

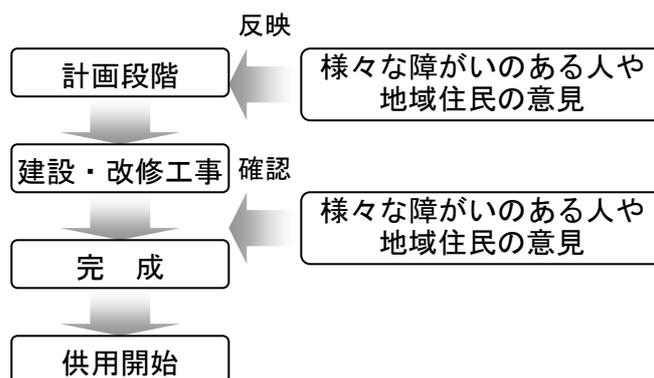
### 1) まちなかのバリアフリーの推進

#### ①計画段階における住民の参画

バリアフリー改修や新たな公共施設の建設にあたっては、計画の段階から施工後に至るまで、様々な障がいのある人をはじめ地域住民が意見を述べる場をつくるなど、利用する人の声を一層反映できるように努めます。

小地域・地区・コミセン・全市 住民・事業者 中期

図 1-3-1 バリアフリー改善の進め方のイメージ



#### ②安全な歩行者空間の確保

小地域・地区・コミセン・全市 住民・事業者 短期

電線の地中化や歩道の段差の解消、歩きやすい舗装など、安全な歩行者空間の確保について、地域住民との協働により、利用者の意見を反映できるよう検討していきます。

また、散策等のまちなか歩きを考慮し、河川空間や公園など環境整備を図るとともに、サイン（標識）やベンチ等休憩施設の整備を推進します。

#### ③民間施設のバリアフリー整備の推進

全市 事業者 短期

商店街をはじめ市民の多くが利用する民間施設についても、「新バリアフリー法」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を推進するため、その必要性や意義を普及啓発します。

#### ④立体的横断施設の解消

全市 ー 長期

エレベーター等の昇降設備のない歩道橋や地下道などは、車いす利用者や身体の不自由な人にとっては利用しづらく、これらの立体的横断施設の平面的横断への転換を推進します。

## ⑤バリアフリー化についての市内推進体制の充実

全市 ー 中期

公共施設は、様々な部署が所管しており、総合的にバリアフリー化を推進していく上で、各所管間の連携を図るための推進体制をより充実します。

## 2) 交通のバリアフリーの推進

### ①バス路線の維持・再編

全市 住民・事業者 中期

高齢社会の進展に伴う移動手段の確保の観点から、バス路線の維持に努めるとともに、需要（方向、量）に合った再編を進めます。

### ②低床バスの導入促進

全市 事業者 短期

低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入を促進します。

### ③人、まち、環境にやさしい交通施策の推進

全市 住民・事業者 中期

まちづくりや交通政策関連部署と連携し、まちなか歩きルートや自転車走行ルートの整備を行うなど、歩行者や自転車にやさしい交通環境づくりをめざします。

### ④コミュニティバスの導入推進

全市 住民・事業者 短期

高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保を図るため、コミュニティバスの導入を推進します。

## 3) 心のバリアフリーの推進

### ①学校における障がいのある児童・生徒の受け入れの促進

地区 住民・事業者 短期

福祉教育を進める上で、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに生活できる環境は大切です。学校と連携し、障がいのある児童・生徒の受け入れをより一層推進します。

### ②生涯学習における福祉教育の推進

地区・コミセン・全市 住民 短期

地域における生涯学習などの講座の中で、福祉教育に関連した講座をより一層充実します。

### ③人権教育・啓発の推進

コミセン・全市

住民

短期

女性の人権問題、子どもの人権問題、外国人の人権問題、同和問題など人権問題は様々です。人権尊重を普遍的理念として捉え、人権の大切さについて啓発を推進します。

### ④障がいのある人の社会参加の支援

小地域・地区・コミセン・全市

住民・社協

短期

地域住民には、障がいを理解し、偏見をなくす取り組みが期待されます。

これについて、障がいのある人の社会参加の場として、就労継続支援を行っている事業所などで作ったものを販売する店舗を設置するなど、その社会参加の推進を支援し、ノーマライゼーションの理念のもと、ともに参加できるまちづくりをめざします。

## 4) バリアフリー推進の仕組みづくり

### ○バリアフリー推進の体制づくり

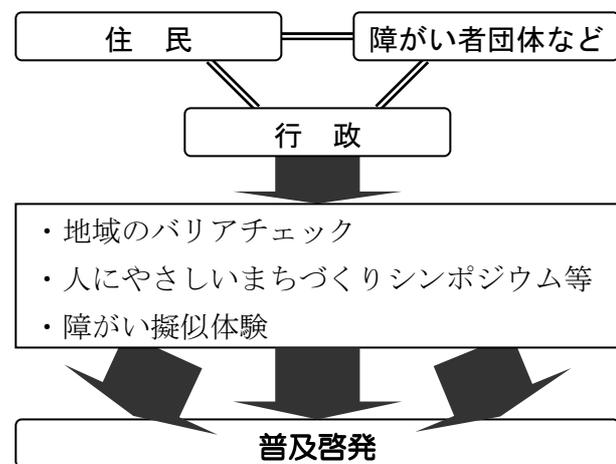
小地域・地区・コミセン・全市

住民・ボラ・事業者

中期

地域住民の参画により、コミセンブロック単位に地域における不特定多数の人が利用する施設のバリアチェックやイベントなどを行い、バリアフリー整備に対する意識を普及啓発します。

図1-3-2 地域住民による普及啓発活動のイメージ



## (2) 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる住まいづくり

### 現状と課題

住宅は、日常生活の基盤となる場です。

今後の超高齢社会の到来に備えて、高齢者や障がいのある人が安心して暮らすことができる住まいを確保するとともに、高齢者や障がいのある人が生きがいを持って暮らせる住まいづくりが求められています。

## 基本方針

高齢者や障がいのある人が安心して暮らす住まいづくりを支援するため、下記の基本方針を示します。

- |   |
|---|
| 1) 高齢者・障がいのある人が生涯安心して暮らせる住宅の供給<br>2) 高齢者・障がいのある人が快適に生活できる住宅の改善・整備 |
|---|

## 基本施策

### 1) 高齢者・障がいのある人が生涯安心して暮らせる住宅の供給

#### ○高齢者・障がいのある人が生涯安心して暮らせる住宅の確保

全市

—

中期

高齢者・障がいのある人が生涯安心して暮らせる住宅を確保するため、公営住宅及び民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするための環境整備を進めます。

### 2) 高齢者・障がいのある人が快適に生活できる住宅の改善・整備

#### ○住宅のバリアフリー改善の推進

全市

—

中期

段差の解消や手すりの設置など、高齢者の特性や様々な障がいのある人の特性に配慮した住宅改善を推進します。

## (3) 就労の支援

### 現状と課題

高齢者や障がいのある人の社会参加を促進する上で、職業的自立はたいへん重要なことです。

職業的自立は、社会の一員としての自覚を持つ社会的側面、生計を維持する経済的側面、生きがい等の精神的側面という3つの側面を持っており、どの側面から見ても重要な課題となっています。

高齢者の就労の指標として、シルバー人材センター登録者数をあげると、平成15年4月1日現在では1,630人だったのに対し、平成19年度では、1,824人となりました。

## 基本方針

就労の支援を図るため、下記の基本方針を示します。

- |                                |
|--------------------------------|
| 1) 高齢者の就労支援<br>2) 障がいのある人の就労支援 |
|--------------------------------|

## 基本施策

### 1) 高齢者の就労支援

#### ○シルバー人材センターへの支援

全市

住民・ボラ・社協

短期

高齢者の就業機会の確保に向けて、シルバー人材センターが事業の開拓・充実を図れるように、「岐阜市高齢者福祉計画」に基づき、支援を図ります。

### 2) 障がいのある人の就労支援

#### ○障がい者雇用の促進

全市

事業者

短期

「岐阜市障害者計画」「岐阜市障害福祉計画」その他関連計画等に基づき、障がい者の自立と生活安定を支援できるように、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保を図っていきます。

## (4) 福祉サービスの基盤整備

### 現状と課題

介護保険制度や障害福祉サービスが実施され、福祉のまちづくりを推進する上で、利用者の選択が可能となるサービス基盤の整備が必要不可欠です。

従来、施設福祉と在宅福祉は車の両輪であり、これからのサービス基盤整備の基本は、従来の施設・箱もの中心から地域でともに生きることを可能にする福祉への転換を推進することにあります。

そのため、地域福祉を支えるための社会福祉基盤の整備が重要となっています。

### 基本方針

社会福祉基盤整備を推進するため、下記の基本方針を示します。

#### 1) 地域福祉を支える福祉サービスの基盤整備の推進

### 基本施策

#### 1) 地域福祉を支える福祉サービスの基盤整備の推進

##### ①地域福祉を支える社会福祉基盤整備の推進

コミセン・全市

事業者・社協

中期

施設等の社会福祉基盤整備については、「岐阜市高齢者福祉計画」や「岐阜市障害

者計画」、「岐阜市障害福祉計画」など個別計画の中で、その方針が示されています。これらの計画に基づき、施設類型や日常生活自立度などを勘案しながら、バランスのとれた福祉サービスの基盤整備を推進します。

## ②総合的なサービスを提供できる福祉基盤整備の推進

コミセン・全市

事業者・社協

中期

公共交通の利便性の高い地区において、高齢者向け優良賃貸住宅の整備に併せてデイサービスセンターや保育所などの福祉施設や診療所などの導入を図り、住宅と福祉、医療の一体的、総合的なサービスの提供を行い、高齢者をはじめ市民が安心して、円滑に生活できるまちづくりを推進します。

### 市街地再開発と福祉のまちづくり

現在、高齢少子化がますます進展し、将来人口は大きく減少することが予想されています。

地方都市の多くでは、中心市街地の活力低下が懸念されていますが、岐阜駅周辺や柳ヶ瀬を核とする本市の中心市街地においても、夜間人口の空洞化や、少子高齢化といった状況が著しく進展しており、既に高齢化率 30%を超える地区もあります。

こうした状況の中で、本市においては地域の特性を生かし、そこに住む人たちが主体となることによって活力あふれる都市づくりをめざそうとしています。

#### 《中心市街地の新たなまちづくり》

中心市街地では、平成 19 年 5 月に「岐阜市中心市街地活性化基本計画」が内閣総理大臣の認定を受け「まちなか居住の推進」、「商業の活性化の増進」、「にぎわいの創出」を基本方針として、中心市街地の活性化をめざしています。

その中の一つ、まちなか居住の柱として、市街地再開発事業等による居住機能の創出を必要な事業として位置付けています。

中でも、高齢者をはじめ市民が安心して円滑に生活できる福祉のまちづくりに積極的に取り組み、まちなかのバリアフリーの推進や交通のバリアフリーの推進を図っていきます。

また、日常生活自立度の高い高齢者が買い物や地域との交流を促進できる都市型福祉施設の中心市街地への立地を図るとともに、デイサービスセンターや、これまで郊外地域に偏在していた介護保険施設などについても、できるだけ住み慣れた地域でのサービスが受けられるよう、バランスの取れた高齢者施設の整備を進めます。

具体的には、今後も岐阜駅周辺地区から柳ヶ瀬地区に至る地域における市街地再開発事業にあわせ、高齢者施設、保育所等の子育て支援施設や診療所などの導入を、事業者の意向なども含めて総合的に判断しながら、新たなスタイルの都市型福祉施設の整備を進めていきます。

## 4. 地域福祉の推進のための仕組みづくり

### (1) 地域福祉に対する行政の支援

#### 現状と課題

地域福祉を推進する上で、行政と地域住民の活動との役割分担を整理し、地域の自主的な地域福祉活動を支援するための行政施策がより効果的、効率的に働くための仕組みづくりが必要です。

こうした仕組みづくりの中で、保健福祉施策のPRをはじめとした地域での保健福祉情報の提供など地域での市民一人ひとりの暮らしに対する支援の充実が必要です。

NPO活動の発展により、有償ボランティアという考え方も一般的になってきました。こうした考え方を含め、多様な主体による地域福祉活動への行政による支援のあり方についても、一律的な支援でなく、活動の活性化に結びつく支援が必要です。

地域の市民の暮らしに対する支援は、公的な支援のみでなく、地域での助け合いによる支援も重要です。そうした地域でのボランティアなど組織的な福祉活動に対する支援を図ることが求められます。

#### 基本方針

地域における自主的な地域福祉活動を支援するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 地域の総合相談窓口の整備
- 2) 行政と地域住民との役割分担による支援
- 3) 地域における組織的な福祉活動の支援
- 4) 福祉に関連する事業の育成

#### 基本施策

##### 1) 地域の総合相談窓口の整備

###### ①集客施設との連携

全市

住民・ボラ・事業者・社協

中期

大型店舗など、若い母親の集まる場所となっているような所や多くの市民が日常的に訪れる集客施設などの場を利用して、地域住民、NPOやボランティアとの協働のもと、様々な支援サービスの情報の提供を検討します。

また、より地域に根付いた場所で情報提供できるような窓口の創設を検討します。

###### ②ワンストップサービス（総合的な行政サービスの窓口）提供の検討

コミセン・全市

事業者・社協

中期

行政における保健、福祉サービスのネットワークを充実し、一つの窓口から保健、

福祉全般に係るサービスの情報が得られる伝達システムを検討します。

### ③電子総合窓口の導入

全市 事業者 中期

行政のホームページ上に保健、福祉に関する総合的な案内ページを設け、民間事業者やNPO等との連携を図り、公的な保健福祉サービスや民間事業者による福祉サービスなどに関する様々な情報を提供します。

### ④事業者に関する情報収集と公開の実施

コミセン・全市 事業者 中期

福祉サービスの質的向上を推進するため、事業者の意識改革と透明性の高い経営姿勢が重要であり、民間事業者等の連携を図り、事業者に対して事業内容の公開に取り組むように働きかけます。

また、市内の事業者に関する情報が一括的に提供できるように、各事業者の情報収集に努め、一元的な情報提供の仕組みを検討します。

## 2) 行政と地域住民との役割分担による支援

### ①地域活動の把握と支援

地区・コミセン 住民・社協 短期

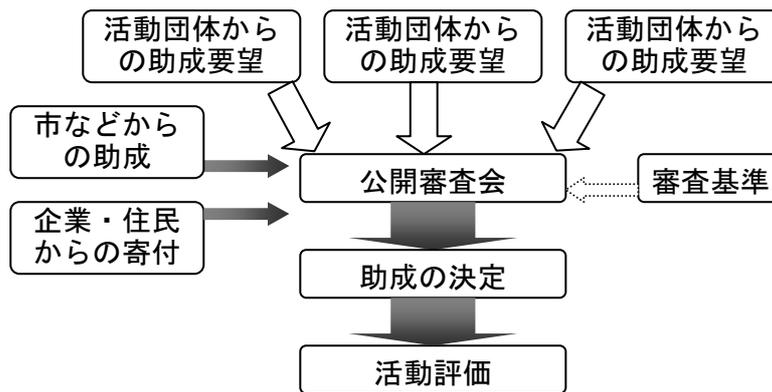
地域において「どのような活動が行われているのか」といった情報を把握するための仕組みづくりを、ボランティアネットワークの中核機能の整備などを通して図ります。こうした情報の把握を踏まえて、地域住民による活動への支援のあり方について検討します。

### ②地域住民主体の活動に対する支援

地区・コミセン 住民・ボラ・社協 長期

地域住民には、問題意識を持って、「こういうことをやるから支援してほしい」「こういうことをやるから補助してほしい」というような主体的な活動例を提示することが期待されます。また、そのような人材を地域が発掘していくことも重要です。そうした地域住民のニーズを十分に精査し、支援が効率的かつ効果的に働く仕組みを研究します。

図 1-3-3 行政支援の仕組みづくりのイメージ



### ③活動費確保のための情報提供

地区・コミセン 住民・ボラ・社協 中期

地域住民、NPOやボランティアが市民活動やボランティア活動を行うための活動費の確保について、参考となる事例等の情報提供を検討します。

### ④地域の社会資源の活用

コミセン 住民・事業者 中期

地域に密着した行政事務などについて、より地域住民のニーズにあった行政サービスが図られるように、NPOや有償ボランティアなどの地域における社会資源の活用を積極的に検討します。

## 3) 地域における組織的な福祉活動の支援

### ①地域福祉モデル地区の設置

地区 住民・ボラ・事業者・社協 短期

地域住民、岐阜市社会福祉協議会と連携して、地域福祉に関する取り組みが活発な地区を「地域福祉モデル地区」として指定し、活動に対する支援を図るとともに、取り組みを広報し、他の地区での取り組みの活性化の促進に努めます。

図 1-3-4 地域福祉モデル地区の役割のイメージ



## ②事業者の社会貢献活動への取り組みの活性化

全市

住民・ボラ・事業者・社協

中期

地域住民、NPOやボランティア、民間事業者と連携し、企業ボランティアなど企業の社会貢献活動と地域住民の活動との連携を図り、企業の取り組みの活性化を推進します。

## 4) 福祉に関連する事業の育成

### ①多様な事業主体参入のための情報提供

全市

ボラ・事業者

短期

民間事業者やNPO、地元企業など幅広い事業主体の福祉サービスへの参入を促進するため、国や県、本市が進める福祉施策やサービスの利用状況などに関する情報提供を行います。

### ②福祉分野の事業のあり方の見直し

全市

ボラ・事業者

長期

現在、行政が直接行っている福祉分野の事業について、民間事業者やNPO法人などが担うことが可能かどうか、という視点を含め、事業のあり方を検討し見直します。

## (2) 地域福祉活動の推進のための支援

### 現状と課題

援助してほしい人が、援助してほしいと言える地域づくりが必要です。また、地域で様々な活動をしている人が、活動しやすい環境づくりが必要です。その手段として、地域の中で自主的に岐阜市社会福祉協議会が推進している福祉委員を選任し、地域福祉の向上に取り組んでいる地域もあります。

地域には、様々な世代の人や様々な家族形態の人が居住しています。こうした様々な人が地域に対して意見が言える、地域福祉活動に参加できるための仕組みづくりが必要です。

### 基本方針

地域における自主的な地域福祉活動を推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 互いの援助が円滑にできる地域づくり
- 2) 地域住民の誰もが地域福祉の向上に参画できる仕組みづくり

## 基本施策

### 1) 互いの援助が円滑にできる地域づくり

#### ①福祉委員制度の推進

地区 住民・社協 中期

社会福祉協議会支部の活動経験者など、地域での福祉活動経験者の経験を地域福祉の向上に生かすため、地域住民による福祉委員制度（2004（平成16）年に岐阜市社会福祉協議会が策定した、第1期地域福祉活動計画で重点施策に掲げています）の導入について、地域の実情に応じて段階的に進めていきます。

#### ②地域に根付いた拠点づくり（⇒重点施策）

コミセン 住民 中期

コミセンブロックの中核機能として、地域住民との協働のもと、各ブロックのコミュニティセンターを行政からの地域福祉情報の発信、保健相談の拠点とします。

また、地域の連携・ネットワークづくりや地域のつながりの再構築につながる、地域の活動団体の拠点づくりに対して支援していきます。

#### ③地域での活動団体の連携、まちづくり協議会への支援（⇒重点施策）

コミセン 住民・ボラ・事業者・社協 短期

民生委員・児童委員、岐阜市社会福祉協議会で推進している福祉委員や社会福祉協議会支部、地域で活動しているボランティアをはじめとした活動団体には、情報交換の場として、連絡協議会や交流会の定期的な実施を推進することが期待されます。

これについて、住民自治基本条例に規定される「まちづくり協議会」への取組みも踏まえつつ、地域の拠点づくりや活動団体への支援とあわせ、啓発推進していきます。

#### ④地域におけるネットワーク支援体制の検討

小地域・コミセン 住民・ボラ・事業者・社協 短期

地域住民、民間事業者、NPOやボランティア、岐阜市社会福祉協議会、そして行政が相互に連携して、支援が必要な人に対する保健、福祉、医療のネットワークづくりを推進することが期待されています。

こうした地域の住民と事業者などが一体となった、地域の自主的なネットワークの形成へと結びつけ、活動主体それぞれの連携が図られるよう、より効果的に支援ができるようネットワーク体制を検討します。

#### ⑤市内における保健福祉サービス事業に対する評価体制の検討

全市 - 中期

保健福祉サービスについての事業評価から対策の検討につなぐ評価体制づくりを検討します。

## 2) 地域住民の誰もが地域福祉の向上に参画できる仕組みづくり

### ①地域福祉を推進する新たなシステムの検討

地区・コミセン

住民

中期

地域福祉を推進していく上で、支援してほしい人がそれを表現できる環境が重要です。また、支援を受けるだけでなく自分も誰かの役に立つことが、お互いの助け合いの推進につながります。地域住民には、地域の中でそれぞれの人が役割を持てる関係をつくることが期待されます。また、地区の住民が人材を自分達で発掘できるよう、行政からの支援が必要になってきます。

それを表現する媒介手段として、例えば地域通貨制度は一つの手段です。こうした手法について事例を調査、研究したり、NPOやボランティアと連携して地域に方法等を提供するなど、地域住民が求める新たなシステムを構築するための支援を行います。

#### 地域通貨制度とは？

互いに助けられ支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステムのことをいいます。

#### 地域通貨制度の目的は？

地域通貨の取り組みの目的は大きく分けると次の2通りがあります。

- 1) 相互扶助に力点を置くもの
- 2) 地域経済の活性化に力点を置くもの

どちらにしても、地域の人々がお互いにもつ知恵、時間、才能、モノなどを持ち寄って交換し、互いに助けられ助けるという「地域支え合い」を実現しようという意味で共通点をもっています。また、こうした取り組みは、行政や市場から得られるサービスや財だけで地域や市場が、また「豊かさ」が形成されるのではないという想いが込められています。

### ②イベントなどを通じた多様な世代の参画推進

小地域・地区・コミセン

住民

短期

地域住民には、子どもや団塊の世代の方々が参画しやすいイベント等を通して、地域活動への参加を呼びかけるなどの取り組みが期待されます。

こうした地域への多様な世代の参画について啓発推進していきます。

### ③男女がともに参画できる地域活動等の促進

小地域・地区・コミセン

住民

短期

地域住民には、男女がともに地域においてそれぞれの活動に参画し、自立するとと

もに、地域活動団体には、その活動に働く人たちも参加できるような配慮をすることが期待されます。

男性の仕事中心の生き方から地域へ参画できる生き方への転換を図り意識啓発を行うとともに、地域の方針決定の場へ女性が参画できるための働きかけをしていきます。

### 身近な地域の「ふれあい・いきいきサロン」

#### 《気楽にあつまり仲間づくり》

「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者が歩いて行ける身近な小地域を拠点に、そこに住む高齢者が、気楽に集まり仲間づくりができる活動です。

ひとり暮らしであったり、家族がいても閉じこもりがちに暮らす高齢者が、気楽に出かけ仲間づくりをしたり、一緒に食事をするることにより、地域でいきいきと元気に暮らせることをめざします。

運営の担い手は、サロンに集う高齢者と、地域のボランティアです。社会福祉協議会支部や、ボランティアコーディネーター、ふれあい保健センターの保健師、民生委員、地域包括支援センターの職員などが住民の自主的・自発的な活動意欲をサロン活動に具体化するためのコーディネートや支援を行います。

#### 《活動内容も場所も自由》

活動内容は、参加者がそれぞれの趣味や関心に合わせて自由に作ることができます。みんなで調理したり、一品ずつ持ち寄ったりして食事会を開いたり、保健師や医師を招いての健康チェックや健康相談、老人クラブや子ども会、婦人会と一緒に盆おどりやカラオケ大会などの交流会も企画できます。

活動場所も自由。ひとり暮らしの高齢者の自宅でお茶やお菓子を楽しむ「自宅開放型」、自治会、民生委員・児童委員、女性の会など地域で活動する様々な個人・団体の協力のもと、町内の自治公民館や集会所、お寺やお宮などを利用する「集会所型」、各人の自宅を持ち回ったり、野外で「青空サロン」といった「会場不特定型」など様々な方法が考えられます。

#### 《豊かな福祉コミュニティづくり》

高齢者だけでなく、地域の障がい者や子育て中の親など、閉じこもり孤立しがちな人たちが、地域の人たちと一緒に楽しく仲間づくりできる活動でもあります。

このように「ふれあい・いきいきサロン」は、小地域の福祉ニーズを様々な資源を利用して行う、身近な住民同士の自発的な支え合い活動であり、豊かな福祉コミュニティづくりの根幹・土台となる重要な活動です。

### (3) 総合的な支援サービス提供

#### 現状と課題

福祉に関する多様なニーズに対応したサービスが得られる環境をつくるためには、総合的・効果的・効率的にサービスが展開される仕組みづくりが必要です。

こうした仕組みを構築する上で、情報の伝達が重要です。ニーズをどのように発信するか、その情報を地域の助け合いの基礎情報として、サービスを提供する側の地域活動団体やNPO、ボランティア団体にいかに伝達するかについて、円滑に行える仕組みが必要です。

また、保健、医療、福祉に関するサービスが利用者のニーズに合わせて一体的に提供できるネットワークづくりが必要です。

こうしたサービスの提供に加えて、より市民のニーズに応えたサービスを提供するために、相談体制や苦情解決の仕組みを整備する必要があります。

一方、地域においては、低所得者や母子・父子家庭をはじめ様々な生活環境にある市民が住んでいます。こうした市民一人ひとりの人権が保障され、ひとりの人間としての最低限の生活が送れる権利が保障され必要な支援が受けられる環境づくりが求められます。

この権利擁護の仕組みの充実が保健福祉サービスなどの提供に合わせて必要です。本市の平成19年度の成年後見制度の利用者は6件、地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）の利用者は84件となっています。

#### 基本方針

地域における自主的な地域福祉活動を推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) サービス提供のネットワークづくり
- 2) サービスに関する相談・苦情解決の仕組みづくり
- 3) 権利擁護の仕組みづくり

#### 基本施策

##### 1) サービス提供のネットワークづくり

###### ①ワンストップサービスの提供の検討

コミセン・全市

事業者・社協

中期

(再掲・47 ページ参照)

###### ②地域におけるネットワーク支援体制の検討

小地域・コミセン

住民・ボラ・事業者・社協

短期

(再掲・51 ページ参照)

## 2) サービスに関する相談・苦情解決の仕組みづくり

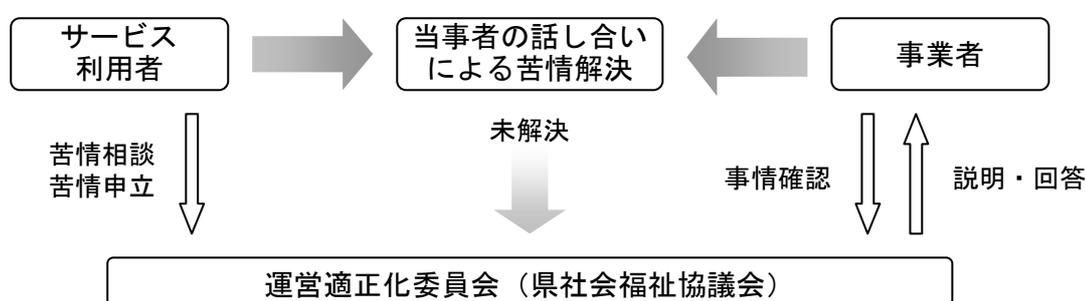
### ①保健福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

全市 事業者 中期

第1段階として、事業者自らが苦情を適切に解決するよう努めることが重要であり、そのための仕組みの整備を事業者に指導します。

事業者段階で解決できない苦情を含めた保健、福祉全般の苦情対応については、県の岐阜市社会福祉協議会と連携して、「運営適正化委員会」の活用を図るなど、相談・苦情解決体制の充実を図ります。

図 1-3-5 苦情解決の仕組みのイメージ



### ②第三者評価事業の推進

全市 ボラ・事業者 中期

事業者が提供するサービスの質的向上をめざし、公正・中立な第三者機関を育成し、専門的かつ客観的な立場から適切な評価をするとともに、情報開示に努めます。

## 3) 権利擁護の仕組みづくり

### ①日常生活自立支援事業の推進

全市 社協 短期

岐阜県社会福祉協議会では、判断力が不十分な人々が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、行政手続に関する援助等を行う、日常生活自立支援事業を実施しています。また、窓口業務などは岐阜市社会福祉協議会で行っています。

今後、岐阜県及び岐阜市社会福祉協議会と連携して普及啓発に努め、制度の浸透を図ります。また、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、岐阜市社会福祉協議会が推進している福祉委員と連携して、対象者の把握、利用の促進に努めます。

## ②成年後見制度の周知

全市

—

短期

成年後見制度では、できる限り利用者本人の判断能力を生かし、自立した生活ができるよう、従来の禁治産、準禁治産制度を改めた「法定後見制度」と自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められ、今までよりも軽度の認知症高齢者や知的障がい者にも柔軟な対応が可能となりました。

認知症高齢者など自己決定能力が低下している人の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度の利用について啓発に努めていきます。

## ③ホームレス自立支援対策の充実

全市

—

短期

近年、増加傾向にあるホームレスの問題について、国の基本方針や県の実施計画に基づいて、本市についても、「岐阜市ホームレス自立支援実施計画」に即して有効な施策の充実に努めます。

## 第4章 推進体制の整備

本章では、本計画策定後における地域福祉施策の進行及び、計画を推進する体制整備について示します。

### 1. 市民参画による計画の進行管理

本計画では、第1章で述べたとおり市民の参画に重点を置いた策定体制をめざし、地域福祉コミュニティ会議、地域福祉市民会議、岐阜市地域福祉計画推進委員会が設置され、この枠組みの中で市民との協働により計画の策定にあたってきました。

本計画策定後は、これを最終的にとりまとめた岐阜市地域福祉計画推進委員会を計画の進行管理を行う機関として位置付けます。

また、地域福祉市民会議を改めて地域福祉を推進するための組織として位置付け具体的な活動内容を検討していくなど、今後は本計画を発展的なものにしていくために、継続的に開催していきます。

#### 【岐阜市地域福祉計画推進委員会の役割】

- ① 施策の内容について、質などの向上を図るために評価を行い、情報公開をしていく中で、計画がめざすべき方向に進んでいるかをチェックしていきます。
- ② 目標指標などの達成度から施策効果についての検証を討議します。
- ③ 進行管理、施策効果の検証の討議から、新たな施策提案、若しくは施策の見直しについて、市に対して提言します。

#### 【計画策定後の地域福祉市民会議の役割】

- ① 地域福祉活動計画策定の取り組みと連携し、地域福祉を推進する具体的な市民活動のあり方について検討し、広く紹介していきます。
- ② 地域福祉推進を支援する具体的な行政施策について検討し、市に対して提言します。
- ③ 計画の進行に伴い、見直しについてその案を適宜検討、計画素案を作成していきます。

### 2. 市民、事業者との連携の推進

民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会支部、青少年育成市民会議、ボランティアやNPOなどの活動団体や社会福祉法人などの民間事業者と連携を図ることは地域を活性化させるために重要であり、これらは貴重な社会資源といえます。

また、こうした活動者（団体）同士の連携、さらには地域住民それぞれに助け合い・支え合いを広げていくことが地域の貴重な財産となります。

本計画は、その財産を増やすために市民が自ら取り組むべきこと、それを支援するための方策が述べられています。そうした市民の取り組みが今後の地域の基盤となり、活性化につながります。

市民、事業者、行政それぞれの多様な連携を図り、地域福祉を推進していきます。

### 3. 岐阜市社会福祉協議会との連携による推進

本計画の計画目標を達成するためには、地域活動への幅広い市民参加をはじめとして、岐阜市社会福祉協議会が中心的な役割を担うことが期待されます。

本計画の中でも、岐阜市社会福祉協議会が取り組まなければならない施策が多くあり、協働して進める必要があります。

特にボランティア活動に関しては、岐阜市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に取り組む必要があるなど、岐阜市社会福祉協議会が活動の中心となり、各事業を推進していくことが期待されます。

そうした中で岐阜市社会福祉協議会は、地域福祉を推進するにあたって本計画と対をなす、地域福祉活動計画を2009（平成21）年度に策定する予定です。

今後は、岐阜市社会福祉協議会と連携を一層深めながら、各事業を推進していく体制を整備します。

### 4. 庁内関連機関との連携による推進

本計画は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる保健福祉のマスタープランとして位置付けられています。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に進める必要があります。本計画の庁内組織である地域福祉計画推進プロジェクトを、庁内の総合調整を行う横断的な組織として位置付け、評価を行います。

評価については、本市の「事業評価システム」を活用し、目標をどれだけ達成したか、今後どう事業を展開していくべきか等の事後評価を行い、施策や新規事業等にその結果をフィードバックさせます。

また、実効性のある計画とするため、今後見直しが行われる関連計画については、本計画との整合性を図りながら計画を策定し、関連する計画とともに、円滑な推進に努めます。

# 用語解説

---

## 【アダプト・プログラム】

アダプトとは、養子縁組のことで、道路や公園など公共空間を住民が養子に見立て、愛情を持って面倒みる、という意味です。アメリカのテキサス州において主にハイウェイの散乱ごみ対策として導入されたのが始まりで、日本の多くの自治体においても取り組まれています。継続的に公共空間の美化運動を進めるため、市民団体と行政が覚書を結び、このことを広く知らせ、あわせてポイ捨てを防止するための看板を行政が設置する方法が主なものです。

本市においては、清掃などの美化活動を対象とした一般型、企画段階から維持管理までの活動を対象とした創造型、民地内にあるまちのシンボリックな文化財等の美化を対象とした文化財型と環境保全を目的とした活動を対象とする環境保全型の4パターンがあります。

## 【アプローチ】

取り組み方のことです。

## 【NPO】

Non-Profit Organizationの略称です。日本語では、「非営利団体」になります。「非営利団体」にも多種多様な団体がありますが、一般的にNPOと言った場合、「民間の非営利活動団体」を表します。民間（市民）が主体となって、自発的かつ継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体ということになります。

ボランティアとNPOは、自発的に社会に貢献するという点においては同じですが、ボランティアは基本的に「個人」を表します。それに対して、NPOは「組織」を表します。

なお、NPOの中で法人格を取得したものを、特定非営利活動法人（NPO法人）といい、狭義のNPOとして用いることがあります。

## 【介護保険】

高齢化が急速に進行している中で、介護を必要とする人が増える一方、介護する人の高齢化も進み、家族だけで介護を行うことは非常に難しくなっています。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられるしくみを創ろうとするものです。

本市においては、高齢者福祉計画に基づいてサービスの提供を図ります。

### 【岐阜県福祉のまちづくり条例】

岐阜県は、高齢者や障がい者はもとよりすべての県民が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、県、市町村、事業者そして県民の責務を明らかにし、やさしい心と思いやりの気持ちを育む施策などを規定したほか、建築物などのバリアフリーについて整備基準を設けています。この条例は、1998（平成 10）年 4 月 1 日に施行されました（新築建物などの届出制については 10 月施行）。

### 【岐阜市高齢者福祉計画】

介護保険法に基づく介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に作成した岐阜市における高齢者の生活全般に関する総合的な計画です。

介護保険事業計画は、各種介護保険給付サービスの量の見込みやその見込量の確保のための方策等を定めるものです。

老人福祉計画は介護保険の給付対象とならない高齢者に対する生きがい対策を中心に、就労やまちづくりなど高齢者の生活全般を見据えた内容を盛り込んでいます。

本市では 2009（平成 21）年 3 月に岐阜市高齢者福祉計画を策定予定です。

### 【岐阜市次世代育成支援対策行動計画】

次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項に定める計画であり、次世代育成支援対策の実施・内容に関する事項、重要事項を定めるものです。

本市では、2005（平成 17）年 2 月に策定されています。

### 【岐阜市障害者計画】

障害者基本法第 9 条第 3 項に定める計画であり、保健・医療、福祉、教育など、障がい者に直接対応する分野はもちろんのこと、障がい者雇用における民間企業、バリアフリーをめざす建設関係など、障がいに携わる様々な人々の共通理解をめざすものです。

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とし、「完全参加と平等の実現」「自立の促進」「市民の参画とともに創る社会の実現」を基本目標として掲げています。

本市では、2006（平成 18）年 3 月に第 2 次岐阜市障害者計画が策定されています。

### 【岐阜市障害福祉計画】

障害者自立支援法第 88 条に定める計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要な量の見込み量や確保のための方策などを定める計画です。

本市では 2009（平成 21）年 3 月に第 2 期岐阜市障害福祉計画を策定予定です。

### 【ぎふ市民健康基本計画】

市民一人ひとりの健康の向上をめざす市民参画による市民主体の新しい健康づくり運動です。

みんなが明るく元気に生活できる社会の実現のために、一人ひとりが選択しながら健康の実現や満足度を高める取り組みを社会のあらゆる団体や機関が支援し、市民、団体、行政が協働して健康づくりをすすめることを理念とし、「早死の減少」と「健康寿命の延伸」を基本目標として掲げています。

本市では、2002（平成14）年3月に策定されています。

### 【ぎふ躍動プラン・21（基本計画2008）〔岐阜市総合計画〕】

地方自治法第2条第4項に基づく計画であり、岐阜市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画です。その役割は計画的な市政運営を図る上での最上位指針であり、まちづくりを推進する上での市民・事業者・行政の連携協力の基本指針です。2008（平成20）年3月に、岐阜市総合計画（基本計画2008）が策定されています。

### 【協働型市政運営行動計画】

2007（平成19）年4月1日に施行された岐阜市住民自治基本条例に基づき、市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現を図るために策定された計画です。

2008（平成20）年4月に施行されました。

### 【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障がい、認知症高齢者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいいます。

### 【高齢化率】

全人口における高齢者（65歳以上）人口の割合のことを指します。

### 【コミュニケーション】

言語・文字・身振りなどを媒介に、人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うことです。

### 【コミュニティ】

共同生活のための地域集団のこと。

一定の地域に居住し、共通の感情を持つ人の集団のことです。

### 【コミュニティセンター】

地域住民がお互いにふれあい活動する場、また生涯学習の場としての拠点です。

本市においては現在8つのコミュニティセンターがあり、地域住民の代表者が指定管理者として指定され、管理・運営を行っています。

### 【コミュニティバス】

通常の路線バスやタクシーでは埋めにくい、比較的少量なきめ細かい地域の公共交通需要に対応するためのバスによる移送サービスであり、その導入は今後の検討課題となっています。

### 【サークル】

ある物事を一緒に行う仲間の集まりのことです。例えば、同好会などです。

### 【サポーター】

援助する人のことです。

### 【サロン活動】

(「ふれあい・いきいきサロン」を参照)

### 【システム】

体系・系統、組織や制度のことです。

### 【自治会（連合会）】

単位自治会は、一定の地域に住む人たちが、明るく住み良い豊かなまちづくりをめざし、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備や安全、福祉などいろいろな問題の解決に取り組むとともに、夏祭りや運動会等いろいろなレクリエーションを通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です（1991（平成3）年4月2日、地方自治法の一部改正に伴い、町内会・自治会は一定の手続のもと認可地縁団体として、法人格を取得することができるようになっています）。

自治会連合会は、単位自治会間の連携を図るために、概ね地区の単位に形成された組織です。

## 【市民活動】

市民活動とは、一般的に次のように定義されています。

社会の主角としての役割と責任に目覚めた市民が、防災、福祉、環境、まちづくり、国際交流などの様々な課題を解決に向かって自ら主体的に取り組む行動で、次のような特徴を持つものです。

- (1) 自主性・自立性に基づく活動
- (2) 市民の生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動
- (3) 継続的な活動
- (4) 営利を目的としない活動
- (5) 市民に対し常に活動内容が開かれた活動

ただし、主に政治活動や宗教活動を行っている活動は除きます。

## 【社会福祉協議会・社会福祉協議会支部】

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする組織です。社会福祉協議会は、市町村、都道府県及び全国の各段階に組織され、本市においては、地区単位に社会福祉協議会支部が組織されています。

## 【社会福祉法】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、2000（平成12）年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改題されました。

## 【住民参加・住民参画】

住民参加は社会福祉活動などに地域住民の積極的な参加・協力を推進すること、住民参画は活動の企画から地域住民が直接携わって組み立てることをいいます。地域援助活動の場合、地域住民が、地域の福祉問題を自らの手で解決しようとする性格のため、住民の積極的な参加・協力は不可欠のものです。

本計画は、住民参画の取り組みを重点において策定されています。

## 【生涯学習】

人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性を持っており、その学習が保障されるべきだとする考え方のこと。生涯教育ともいいます。

1997（平成9）年3月、本市は「岐阜市生涯学習基本計画（市民生きがいプラン）」を策定しました。この計画においては、生涯学習の概念を「人の生涯にわたる学びの総体」と考え、生涯学習を「市民の生き方」とする幅広い考え方を示しています。

### 【障害福祉サービス】

障害者自立支援法の施行により、支援費制度から移行したサービス体系のことです。三障がいに分かれていた障がい者のサービスを一元化しています。また、サービスを日中活動の場と居住の場に分けることで、利用目的にかなったきめ細かいサービスが受けられるようになりました。

### 【シルバー人材センター】

地域社会との相互交流・連携をめざす公共性・公益性の高い社団法人（公益法人）で、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）により、シルバー人材センター事業を行う法人として位置付けられています。

高齢者が組織的に働くことを通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献するという「自主・自立、共働・共助」の理念を基本としています。

### 【人材バンク】

本計画では、地域の市民活動などに貢献したい人や協力してくれる人をその能力や技能にあわせて登録し、要望に応じて求める人に紹介する仕組みのことを指します。

### 【青少年育成市民会議】

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することを支援するため、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織です。

家庭部会、少年育成部会、青年育成部会、社会環境部会の4部会があります。

### 【措置制度】

行政の職権による処分によって、必要なサービスなどを受けることのできる仕組みをいいます。

現在は、一部の児童福祉施設や老人福祉施設などを除き、市民が受けるサービスを自ら選択する契約制度へ転換されています。

### 【地域活動団体】

地域において、自主的に地域活動を行っている団体です。自治会や社会福祉協議会支部、老人クラブなど地縁団体を含め、地域で活動している様々なボランティア団体、NPOなどを指します。

### 【地域包括支援センター】

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活安定のために必要な相談、支援等を行い、地域の体制づくりを進めるため、地域高齢者の総合相談窓口として地域に設置されるセンターです。

岐阜市では、市内 13 か所に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が配置され、地域のネットワークを形成し、地域で支えあう地域ケアを推進しています。

### 【デイサービス（通所介護）】

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者または要支援者をデイサービスセンターなどに通わせ、入浴や食事の提供、生活に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことをいいます。リフト付き車両などによる送迎サービスも行われます。

障害福祉サービスの介護給付における児童デイサービスもこれにあたります。障がい児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

### 【低床バス（ノンステップバス・ワンステップバス）】

地面から床面までの高さが低く、車いす使用者が利用できるなどの特徴を持つバリアフリー化されたバス。乗降口に段差のないノンステップバスと段差が 1 段あるワンステップバスがあります。

### 【ニーズ】

必要、要求のことです。

### 【ネットワーク】

一般には、網目状の構造とそれを力動的に維持するための機能を意味します。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係や活動団体のつながりや相互連携の意味で用いることが多くあります。

### 【ノーマライゼーション】

「障がいのある人など社会的に不利を負う人を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を受けられるようにする」という考え方で、そのために、ともに支え合い、互いに尊重しながら生きる社会をつくっていくという基本理念であり、社会的不利のある人が特別視されることなく社会に参加できるということが目標とされています。

### 【ハートフルスクエア-G】

2002（平成14）年1月にオープンした、本市の生涯学習の多目的拠点施設です。JR岐阜駅東高架下にあり、施設内には生涯学習センター、ボランティア相談コーナー、女性センター、図書館、体育ルーム、消費生活センターがあります。

### 【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することです。近年では、物理的な障壁だけでなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参画し、いきいきと暮らすことができるようにするという、より広い意味で用いられています。

### 【ファミリーサポートセンター】

地域において、育児・介護の援助を行いたい人と援助を受けたい人がお互い会員となり、助け合う会員組織のことです。

### 【福祉委員】

小地域において、福祉課題の発見や福祉情報の伝達、近隣の協力者の開拓や近隣住民と当事者の結びつけなど、地域のリーダーとして自治会役員や民生委員・児童委員と協力して要支援者の見守り活動や地域生活支援活動を行う協力者のことです。福祉推進員、福祉協力員とも言い、任意に設置されます。

岐阜市社会福祉協議会が2004（平成16）年度に策定した地域福祉活動計画の重点施策に掲げられています。

### 【福祉教育】

行政、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育です。なお、学校教育においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされています。

### 【ふれあい・いきいきサロン】

歩いて気軽に集えるところで、公民館など様々な拠点を活用した楽しい仲間づくりの活動です。「閉じこもり」や「認知症」、「ねたきり」の予防にも有効であり、岐阜市社会福祉協議会が推進している事業です。健康づくり活動としての取り組みも展開されています。

## 【プロジェクト】

研究・事業の計画のこと。また、プロジェクトチームは、新しい計画や事業に取り組むために設けられた特別のチームのことを指します。

本計画策定においては、保健・福祉だけでなく横断的な庁内プロジェクトチームを設置して取り組みました。

## 【補完性の原則】

小さな単位でできることは小さな単位で行い、そこでは困難なことあるいはより大きな単位で行うことが理に適うことはより大きな単位で補完していくという考え方。市民と行政がともに役割を担う協働のまちづくりを推進する上での基本的な考え方です。

## 【ホームヘルパー】

介護が必要な高齢者や障がいのある人などに対して、その人の居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の他、生活等に関する相談・助言等を行う人を指します。

## 【ホームレス】

都市空間、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人のことをいいます。

## 【ボランティアコーディネーター】

ボランティアセンターなどで、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、活動するための情報提供、相談、助言、研修の紹介などの支援を専門に行う人を指します。「つなぐ」ことが中心的な役割です。

岐阜県社会福祉協議会内にある岐阜県ボランティア・市民活動支援センターでボランティアコーディネーターの養成講座を開いています。

## 【マスタープラン】

「全体の基本となる計画」を意味します。

### 【民生委員・児童委員】

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行なう無給の民間奉仕者です。民生委員法により、厚生労働大臣が委嘱します。その活動は行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持ちます。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行います。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねます。

本市には、各地区ごとに民生委員・児童委員協議会があり、地域福祉活動の推進を担っています。

### 【有償ボランティア】

ボランティアの語源は「自発的な」。語源どおり、自発的に社会公益活動を行う人や、その活動そのものを指します。団体としてボランティアを行う場合もありますが、個人が日常で行う公益活動（乗り物の席を譲るなど）もボランティアといえます。

多様なボランティア活動の中で、必ずしも無償ではなく、継続的な活動を図るため、活動に対して最低限の報酬をもらう場合（有償ボランティア）もあります。

### 【ユニバーサルデザイン】

「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計である」と言われ、バリアフリーを一步進めた考え方です。

年齢、性別、能力、国籍など、人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人にとっての暮らしやすい社会の実現をめざしています。

この言葉は、アメリカのノースキャロライナ大学、ロナルド・メイス教授によって提唱されました。

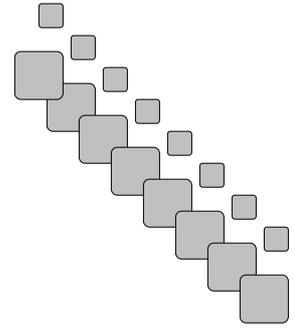
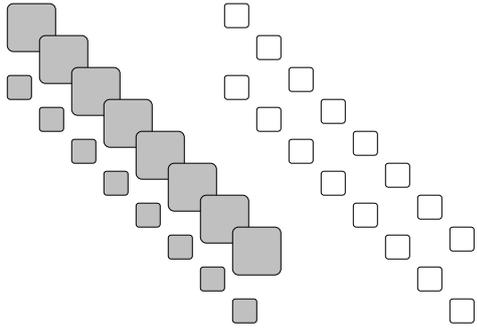
### 【老人クラブ】

概ね60歳以上の高齢者（通常、高齢者は65歳以上を指す）が会員となって結成する自主的な地域活動団体の一つです。活動内容は、友愛訪問活動、清掃奉仕等の社会奉仕活動、教養講座の開催や歩け歩け運動など、高齢者の健康づくり、生きがいくくりなどをめざした活動を推進しています。

### 【ワンストップサービス】

行政などの窓口において、様々な相談などについて一つの場所で一括して対応し、必要なサービスを受けることができるようにすることです。

その推進に向けて、関連する窓口間の連携や情報の共有化が課題となっています。



## 資料編

